

JISマーク表示制度 認証取得後の変更等の手続き



▲ 信頼の架け橋
JISマーク

JISマークの表示にあたっては、契約書に基づき適切に行ってください。

JISマーク表示制度 認証取得後の変更等の手続き

JISマーク表示制度の認証取得により認証取得者となられた後に、契約事項及び事業者の業務内容や品質管理体制の変更等が発生する場合には、次のような手続きが必要となります。（認証契約書 第22条）

変更内容によって手続きが異なりますので、この手引書を参考に実施くださいますようお願いいたします。

～ 目次 ～

お問合せ先 及び 情報提供先	1
I. 認証取得者の名称変更	2
II. 事業承継等	3
III. 認証に係る製造工場の名称や 所在地の変更	4
IV. 品質管理責任者の交代	6
V. 認証に係る品質管理体制の変更 (品質管理実施状況説明書の記載内容)	7
VI. 認証製品の追加（変更）又は仕様変更	8
VII. 認証に係る製造工場の全部の 廃止（契約終了）又は一部の廃止	9

お問合せ先 及び 情報提供先

- ✚ 変更に基づいて実施される工場審査の内容や時期によっては、定期の認証維持審査と同時に実施することが可能ですので、ご検討の場合はご相談ください。

一般財団法人 日本品質保証機構 JIS認証事業部
〒101-8555 東京都千代田区神田須田町1-25
TEL : 03-4560-5500 / FAX : 03-4560-5501
E-mail : jis-ninshou@jqa.jp

各種情報の提供先

- 【JQAホームページ JIS認証事業部 トピックス】
JQAから最新情報をお届けします！
http://www.jqa.jp/service_list/jis_a/
- 【日本工業標準調査会（JISC）ホームページ】
JIS全般に関する事項、トップページ「ニュースとお知らせ」
<http://www.jisc.go.jp/>
- 【JIS登録認証機関協議会 ホームページ】
認証機関の統一見解をお知らせします。
「解釈集」では、規定事項や技術的課題の共通のガイドラインを
記載しております！
<http://www.jsa.or.jp/jiscba/>

I. 認証取得者の名称変更

- 認証取得者となった法人又は団体等で宣伝や読みやすさで広く知られた略号や商号に変更する等自らの組織内で変更がある場合、届出書の提出が必要になります。

- ① 届出：様式「生産条件等変更届出書」及びその添付資料として認証取得者の変更に係る公表した資料等事実が確認できる資料を**事前に**提出してください。
- ② JQAでの処置：確認後に「適合性評価報告書」（以降「評価報告書」）で結果をお知らせします。その後、契約書類（認証契約書やJISマークの表示に関する管理要綱等）や認証書の書換えを行います。
- ③ 費用：原則として請求はありません。

- 様式「生産条件等変更届出書」は、JQAのホームページから取得が可能です。以下の手順でご確認ください。

- ① JQAホームページトップ <http://www.jqa.jp>
- ② JIS認証事業 http://www.jqa.jp/service_list/jis_a/
- ③ 申込書 http://www.jqa.jp/service_list/jis_a/action/application/index.html

Ⅱ. 事業承継等

➤ 認証取得者となった法人又は団体等において事業承継等がある場合、届出書の提出が必要になります。

- a) 合併や承継などにおいて認証取得者様自身が存続する法人又は団体等になる場合。 など
- b) 合併や承継などにおいて認証取得者様とは異なる法人又は団体等（承継者）となる場合 など

ただし、以下の条件が満たされている必要があります。

- ☆ 認証に係る工場又は事業場が同じ（所在地が同じ）
- ☆ 品質管理体制に変更が無い

- ① 連絡：現在の認証取得者様から、予定された変更の概要をなるべく早い段階でご一報ください。
JQAより届出方法をご案内いたします。
- ② 届出：a)の場合は認証取得者様から「生産条件等変更届出書」を、b)の場合は承継者様から「事業承継届出書」を、添付資料を添えてご提出ください。
- ③ JQAでの処置：必要に応じて工場審査及び又は製品試験実施の上「評価報告書」で結果をお知らせします。
その後、契約書類（認証契約書やJISマークの表示に関する管理要綱等）や認証書の書換えを行います。
- ④ 費用：原則として請求はありませんが、JQAの料金表に基づいて費用の請求をさせていただく場合があります。

工場審査の実施内容や実施時期によっては、定期の認証維持審査と同時に実施することが可能ですので、ご検討の場合はご相談ください。

Ⅲ. 認証に係る製造工場の名称や所在地の変更

- 認証取得者となった法人又は団体の対象製品を製造（又は加工）する工場（又は事業場）の名称変更は、前Ⅰ項における名称変更と同じと考えられます。これらの処置につきましても同様の方法にて実施いたします。
- 認証取得者となった法人又は団体の対象製品を製造（又は加工）する工場（又は事業場）の所在地変更は、次の例が考えられます。
 - 1) 市町村の住居表示が変わる、又は市町村の合併により住居表示が変わる。（実際の所在場所は変わらない）
 - 2) 工場の移転・移築により、その所在地が変わる。
- これらの変更に関する処置は以下の手順で行われます。
 - 1) 住居表示の変更の場合
 - ① 届出：様式「生産条件等変更届出書」及びその添付資料として、その変更に係る関連資料を**事前に**提出してください。
 - ② JQAでの処置：確認後に「評価報告書」で結果をお知らせします。その後、契約書類（認証契約書やJISマークの表示に関する管理要綱等）や認証書の書換えを行います。
 - ③ 費用：請求はありません。

Ⅲ. 認証に係る製造工場の名称や所在地の変更

2) 工場の移転・移築の場合

- 工場の移転等につきましては、基本的にはその工場での新規認証取得と考えます。

但し、以下の条件を確認できる場合には、生産実績の期間を短縮することができます。

☆工場の品質管理体制に変更が無い

☆主要な製造・試験設備に変更が無い

- ①届出：様式「生産条件等変更届出書」及びその添付資料として、その変更に係る関連資料を提出してください。
但し、上記☆印の条件を満たす場合には、生産実績は旧工場での5ヶ月分と移転後の新工場での1ヶ月分となります。
 - 品質管理実施状況説明書
 - 17025調査資料（必要のある場合）

申込時期：事前の打合せによるか、移転等の**最低3ヶ月前まで**にお申込みをお願いします。

- ② JQAでの処置：新規申込と同様に工場審査及び製品試験を実施します。
- ③ 費用：JQAの料金表に基づいて費用の請求をさせていただきます。

工場審査の実施内容や実施時期によっては、定期の認証維持審査と同時に実施することが可能ですので、ご検討の場合はご相談ください。

IV. 品質管理責任者の交代

- 認証取得後の認証取得者様との連絡は、基本的にJQAへ提出された品質管理実施状況説明書に記載されている品質管理責任者が担当されると理解しております。
- JQAは、認証取得者様のJIS認証業務の維持に必要な役割を持つ「品質管理責任者」を登録・維持しております。
品質管理責任者の交代を予定された場合には、JQAへ事前の届出が必要となります。

- ① 届出：様式「生産条件等変更届出書」及びその添付資料として、その変更に係る以下の資料を提出してください。
 - ☆資格要件*注を満足していることを確認できる資料（研修記録等）
 - ☆品質管理実施状況説明書の品質管理責任者に関するページ
- ② JQAでの処置：確認後に「評価報告書」で結果をお知らせします。
- ③ 費用：原則として請求はありません。

*注・・・JISマーク省令第2条第1項第5号ロ(2)に定める、実務経験と標準化及び品質管理に関する知見。

なお、品質管理責任者の選任（常駐）は、JIS認証取得者の要件であり、交代には資格要件を満たす方が必要です。特に人事異動の際にはご留意ください。

V. 認証に係る品質管理体制の変更

➤ 認証取得者様が初回適合性評価の際に提出された「品質管理実施状況説明書」に記載されている以下の内容に変更が生じる場合には、**事前に**JQAへ「生産条件等変更届出書」を提出してください。JQAがその変更について適合性の確認をいたします。

- (1) 鋳工業品等の製造又は加工に使用される主要な資材
- (2) 製造又は加工に必要な主要な製造(加工)設備
- (3) 製造又は加工に必要な主要な検査・試験設備
- (4) 製造又は加工に必要な検査・試験方法
- (5) 鋳工業品等の製造又は加工における品質システムの変更
(例) ・ISO9001の新たな取得(基準Aの場合)
 ・ISO9001の登録を取りやめ(基準Bの場合)

- ① 届出：様式「生産条件等変更届出書」及びその添付資料として、変更した品質管理実施状況説明書(社内規格等を含む)を変更点を明確にして提出してください。
- ② JQAでの処置：確認後に「評価報告書」で結果をお知らせします。変更の内容によっては工場審査や製品試験の実施が必要となる場合があります。
- ③ 費用：JQAの料金表に基づいて費用の請求をさせていただきます。

工場審査の実施内容や実施時期によっては、
定期の認証維持審査と同時に実施することが
可能ですので、ご検討の場合はご相談ください。

VI. 認証製品の追加(変更)又は仕様変更

- 認証決定後に、製品の追加・変更又は仕様変更がある場合にはその内容に従って**事前に**次の手続きが必要となります。

認証製品の追加又は変更の内容	提出書類	工場審査の有無		製品試験
		書面	現地	
1) 新たなJIS規格製品の追加 (新たな認証の区分の追加)	認証申込書	◎	◎	◎
2) 同一認証区分内のJIS規格製品の追加(認証の範囲の追加、認証番号は同じ)	生産条件等変更届出書	◎	◎	◎
3) 同一認証区分内の種類又は等級の追加	生産条件等変更届出書	◎	○	○
4) 同一認証区分内の種類は変わらないが、製品の一部品番の追加等の「認証製品の範囲」の追加又は変更	生産条件等変更届出書	◎	△	△
5) 製品を構成する資材の変更	生産条件等変更届出書	◎	△	△
6) 製品の品質向上等を図って特性・性能を変更(仕様変更)	生産条件等変更届出書	◎	△	△

◎：必ず実施 ○：原則実施 △：必要に応じて実施

- ① 届出：上記の提出書類及びその添付資料として、変更した品質管理実施状況説明書を変更点を明確にして提出してください。
- ② JQAでの処置：確認後に「評価報告書」で結果をお知らせします。変更の内容によっては工場審査や製品試験の実施が必要となる場合があります。
- ③ 費用：JQAの料金表に基づいて費用の請求をさせていただきます。

Ⅶ. 認証に係る製造工場の全部の廃止又は一部の廃止

- 認証決定後に、対象となる製造工場の全部（複数工場における全ての工場）を廃止する、又は単一工場における該当工場を廃止する場合は、新JISマーク制度では認証契約の解除となります。（認証契約書 第26条）
 - ① 届出：様式「生産条件等変更届出書」を提出してください。
 - ② JQAでの処置：
 - (1) JQAより、「認証契約解消届出書」を送ります。
 - (2) その様式に必要な事項を記載し、送付いただきます。同時に「認証書」をご返却ください。
 - (3) 確認後に「認証契約解消通知書」をお送りします。
 - ③ 費用：請求はありません。

- 認証決定後に、対象となる製造工場の一部（複数工場におけるいくつかの工場）を廃止する場合は、認証範囲の変更（縮小）として扱います。
 - ①届出：様式「生産条件等変更届出書」及びその添付資料として組織図などの資料を提出してください。
 - ②JQAでの処置：確認後に「評価報告書」で結果をお知らせします。変更の内容によっては工場審査の実施が必要となる場合があります。
 - ③費用：原則として請求はありませんが、JQAの料金表に基づいて費用の請求をさせていただく場合があります。

工場審査の実施内容や実施時期によっては、定期の認証維持審査と同時に実施することが可能ですので、ご検討の場合はご相談ください。



一般財団法人 日本品質保証機構 JIS認証事業部
〒101-8555 東京都千代田区神田須田町1-25
TEL:03-4560-5500 FAX:03-4560-5501
E-mail:jis-ninshou@jqa.jp
ホームページ: <http://www.jqa.jp>